

第43回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項（交付書面非記載事項）

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
2. 連結株主資本等変動計算書
3. 連結注記表
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記表

第43期（2022年4月1日～2023年3月31日）

株式会社F Jネクストホールディングス

上記事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 当社及び子会社の取締役等・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役社長直轄部門として内部監査室が内部監査を所管し、監査等委員会との連携のもと年間計画に基づき定期的に業務監査を行い、当社の各部署及び子会社が法令、定款、内部規程に照らし適正かつ円滑に職務執行されているかを代表取締役社長に報告するとともに、適切かつ有効な指導を行うこととする。
 - ・当社及び子会社のコンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、コンプライアンス全体を統括する会社組織として「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし当社及び子会社の取締役及び部長以上の役職者から選任された委員によって構成しグループ全体として法令遵守に取り組むこととする。
 - ・社内におけるコンプライアンス違反行為の内部通報制度を設け、直接、コンプライアンスに関する相談及び通報をするために複数窓口を設置する。なお、通報者に対して不利益を及ぼさないこととする。
 - ・当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、経理部において、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとする。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たない。反社会的勢力への対応については、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、これを当社及び子会社の取締役等・使用人に徹底する。

- ロ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、社内の文書管理規程に則り、取締役会、経営会議等の議事録や重要な意思決定及び職務執行についての文書等の保存、管理を行うこととする。
 - ・情報の管理については当社のセキュリティポリシーに則り行うこととする。

- ハ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び子会社の経営上のリスク管理全体に対し迅速かつ的確に対応できるように、当社代表取締役社長を委員長とする「危機対策委員会」を設け、様々な危機発生に備えることとする。
 - ・有事においては「危機管理基本マニュアル」に従い、グループ全体として対応することとする。
 - ・情報セキュリティ面に関しては特に重視し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格「ISO/IEC27001」の認証を受け、「情報セキュリティ委員会」を常置させ、情報セキュリティの全社統制を行うこととする。

- 二. 当社及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回開催する定例取締役会の他に、必要に応じ臨時取締役会を開催し重要事項の決定、及び取締役等・使用人の職務執行状況を監督する。
 - ・取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するため取締役等・使用人の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
 - ・取締役会の他に審議の迅速化、適正化を図るために適宜開催する経営会議を設け、取締役会で決定した基本方針に基づき、職務執行及び計画の審議を行い意見集約と意思決定を行うこととする。

- ホ. 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等・使用人の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
 - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行うこととする。子会社の中期経営計画及び年度予算は当社の取締役会で承認することとし、計画の進捗状況、業績、財務状況、その他の重要な事項について定例の取締役会において、出席する子会社取締役より報告を受ける。
 - ・コンプライアンスに関する規程及び内部通報制度についてはグループ全体のものとして運用し、取締役等・使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
 - ・子会社に対しては、内部監査室が定期的に監査を実施するとともに業務の適正を確保する体制を整備する。

- ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会を補助するためのスタッフを他部署との兼務で配置し、適宜、監査等委員会の業務補助を行うこととし、当該スタッフは、当該補助業務に関して、監査等委員会の指揮命令に従うこととする。
 - ・監査等委員会スタッフの選任、異動については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

- ト. 当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役から監査等委員会への報告体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役は、当社及び子会社にとって業務上重要な事項については、ただちに監査等委員会に報告する義務を負う。
 - ・監査等委員である取締役は取締役会及び経営会議等重要な会議に出席し、重要書類の閲覧や意思決定の過程や職務執行に係ることにつき、必要に応じ意見・質問などを行うこととする。
 - ・内部監査室は監査等委員会との密接な連携を保つよう「内部監査規程」に定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図る。

- ・当社は監査等委員会に報告を行った当社の取締役等・使用人及び子会社の取締役等・使用人、監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役等に周知徹底する。
- チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

2. 当該体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備するため、コンプライアンス体制、財務報告に係る内部統制、リスク管理体制を構築し、その運用が有効に行われているかどうかを監督しております。
- ・当社は、コンプライアンス体制の一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は代表取締役社長を委員長とし、取締役及び部長以上の役職者から選任された委員によって構成する横断的な組織であり、原則として、毎月1回開催しております。また、財務報告の信頼性を確保するために、経理部において、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとしております。リスク管理体制に関しては、代表取締役社長を委員長とする「危機対策委員会」を設け、様々な危機発生に備えております。
- ・当社監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。各監査等委員は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたっては、株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場で適切に判断しております。また、業務監査・会計監査をはじめとする「守りの機能」を含め、期待される役割・責務を果たすため、自らの守備範囲を幅広く捉え、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会等の重要な会議や業務執行取締役等とのコミュニケーションを通じ、適切に意見具申しております。
- ・当社は、代表取締役社長直属の内部監査室が、子会社を含めた全部署を対象に定期的に監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門の担当取締役と監査で抽出された指摘事項・改善事項等についての意見交換をしております。また、内部監査室と監査等委員会は、協働して監査を実施するなど密接な連携を図っております。
- ・当社は、社外取締役である監査等委員への情報提供について、監査等委員会スタッフを選定し、当該スタッフが社外取締役からの指示を受けて会社の情報を的確に提供できる体制を確保しております。また、毎月1回開催する監査等委員会において、適宜、内部監査室長から内部監査の結果について報告を行っております。

2. 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,774	3,054	54,292	△1,211	58,910
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,568		△1,568
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,621		5,621
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,052	-	4,052
当 期 末 残 高	2,774	3,054	58,344	△1,211	62,962

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	34	△27	7	58,917
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,568
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				5,621
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	38	15	53	53
当 期 変 動 額 合 計	38	15	53	4,105
当 期 末 残 高	73	△12	60	63,022

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

6社

株式会社F Jネクスト

株式会社エフ・ジェー・コミュニティ

株式会社レジテックコーポレーション

F Jリゾートマネジメント株式会社

株式会社アライドライフ

株式会社伊東一碧管理サービス

当連結会計年度より、当社の子会社である株式会社F Jネクストが全株式を取得した株式会社伊東一碧管理サービスを連結の範囲に含めておりますが、みなし取得日を2023年3月31日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲から除いた理由

台湾益富傑股份有限公司

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 持分法を適用していない非連結子会社の名称

台湾益富傑股份有限公司

- ・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- ・ 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～45年

ロ. 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

当社及び連結子会社1社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

連結子会社5社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. 不動産開発事業

用地の仕入から施工まで行った資産運用型マンション及びファミリー向けマンションを顧客へ販売する事業であり、不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を認識しております。取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払いを受けております。

ロ. 不動産管理事業

マンション区分所有者から賃貸管理、及び管理組合から建物管理の請負業務を行っております。当該履行義務は、マンション管理に関連する履行義務の内容及び一定の期間にわたり履行義務を充足し、収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

ハ. 建設事業

マンションや施設等にかかる修繕工事や建設工事を行う事業であり、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した

工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

二. 旅館事業

静岡県伊豆エリアにおいて、温泉旅館「伊東遊季亭」、「伊東遊季亭 川奈別邸」、「玉峰館」及び「清流荘」の運営等を行う事業であります。宿泊約款に基づき、旅館の宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供が完了した一時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|---|
| ・ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によるものであります。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。 |
| ・ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の支払利息 |
| ・ヘッジ方針 | 借入金の金利の変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 |
| ・ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ対象及びヘッジ手段について、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引ごとにヘッジ効果を検証しておりますが、契約内容等によりヘッジの高い有効性が認められている場合には有効性の判断を省略しております。 |
- ロ. 控除対象外消費税等の会計処理 控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用としております。
- ハ. グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産の簿価切下げ

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
販売用不動産 11,130百万円、棚卸資産の簿価切下げ額 ー百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

販売用不動産のうち資産運用型マンションについては、賃貸に供されていることから収益還元法により正味売却価額を算出しております。当連結会計年度において、資産運用型マンションの正味売却価額は帳簿価額を上回っていることから、簿価の切下げを行っておりません。

ロ. 主要な仮定

収益還元法の主要な仮定は、過去の販売価格及び賃料の実績を基に算定した還元利回りであります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

首都圏賃貸マンションの販売価格は安定的に推移しておりますが、今後、経済環境の悪化等により資産運用型マンションの購入需要が低迷した場合は、還元利回りが上昇し正味売却価額が低下するため、翌連結会計年度以降において簿価切下げが発生する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
有形固定資産 11,089百万円、無形固定資産 41百万円、減損損失 ー百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループの主要な固定資産としては賃貸マンションと旅館施設があり、これらの資産グループに減損の兆候を示す事象が生じた時点で減損損失の認識の判定を行います。減損の兆候がある資産グループについては、3年間の中期経営計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算出します。

当連結会計年度において、賃貸マンションについては減損の兆候がある資産はありません。減損の兆候があった一部旅館については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

ロ. 主要な仮定

旅館の割引前将来キャッシュ・フローの算出の基礎となる中期経営計画の主要な仮定は、集客人数及び客単価であります。集客人数及び客単価は、過年度の実績を基に経済変動や地域の観光市場動向等を考慮して設定しております。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

首都圏賃貸マンションの稼働率及び賃料相場は安定的に推移しておりますが、今後、経済環境の悪化等により稼働率及び賃料相場が著しく下落した場合は、当社グループの賃貸マンションにも影響を及ぼし、翌連結会計年度以降において減損損失を認識する可能性があります。また、旅館施設についても、観光市場の変化により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降において減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	15,880百万円
建物及び構築物	1,998百万円
土地	1,969百万円
計	19,849百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	5,820百万円
長期借入金	7,653百万円
計	13,473百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,965百万円

(追加情報)

保有目的の変更

当連結会計年度において、販売用不動産の一部について保有目的を変更したことに伴い、販売用不動産301百万円を有形固定資産（建物及び構築物159百万円、土地141百万円）へ振替えております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普通株式	34,646	—	—	34,646

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普通株式	1,961	—	—	1,961

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	784百万円	24円	2022年3月31日	2022年6月23日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	784百万円	24円	2022年9月30日	2022年12月2日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月22日開催の第43回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	784百万円	利益剰余金	24円	2023年3月31日	2023年6月23日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、後述するリスクを低減するための取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、営業未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主管部門及び経理部において、相手先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜相手先の信用状況等を把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主として債券及び株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、経理部において、債券及び株式については四半期ごとに時価を把握し、その他については、発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は主にプロジェクト用地の仕入資金であります。

長期預り敷金保証金は、当社グループが管理するマンションの入居者からの預り敷金であり、入居者が退去する際に返還義務を負うものであります。

営業債務、借入金、及び長期預り敷金保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、会社ごとに月次で資金繰計画を作成し、適宜更新するなどの方法により管理しております。なお、長期預り敷金保証金はその性質に鑑み、運転資金等には充当せず、預金により保全しております。

デリバティブ取引は、変動金利支払の借入金について、将来の金利上昇によるリスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、市場金利の変動によるリスクを有しております。金利関連のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。また、稟議決裁で承認された取引を経理部で実行及び管理を行っており、その取引結果は定時取締役会の報告事項となっております。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額82百万円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①投資有価証券	290	290	－
資産計	290	290	－
②1年内返済予定の 長期借入金	5,820	5,820	－
③長期借入金	7,653	7,653	－
④長期預り敷金保証金	1,867	1,856	△11
負債計	15,341	15,330	△11

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	191	-	-	191
債券	-	98	-	98

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の 長期借入金	-	5,820	-	5,820
長期借入金	-	7,653	-	7,653
長期預り敷金保証金	-	1,856	-	1,856
負債計	-	15,330	-	15,330

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、及び長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で当社の信用リスクと市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額をレベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金は返還するまでの預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸マンション等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)
9,656	16,262

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,928円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 171円97銭 |

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	不動産 開発事業	不動産 管理事業	建設事業	旅館事業	計	その他 (注) 1	合計
売上高							
新築マンション売上高	27,748	-	-	-	27,748	-	27,748
中古マンション売上高	40,410	-	-	-	40,410	-	40,410
その他	213	3,424	4,777	1,279	9,694	-	9,694
顧客との契約から生じる収益	68,372	3,424	4,777	1,279	77,853	-	77,853
その他の収益(注) 2	6,553	228	-	-	6,781	53	6,835
外部顧客への売上高	74,925	3,652	4,777	1,279	84,634	53	84,688

- (注) 1. 「その他」の区分は、金融サービス事業を含んでおります。
 2. その他の収益の主なものは、不動産賃貸収入であります。当該履行義務については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、収益を認識していません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4)会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	842百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,815百万円
契約資産(期首残高)	1,003百万円
契約資産(期末残高)	2,093百万円
契約負債(期首残高)	433百万円
契約負債(期末残高)	678百万円

契約資産は、建設事業において工事の進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件となった時点で完成工事未収入金に振替えております。

契約負債は、主にマンション等の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2023年3月31日時点で31,082百万円であります。当該履行義務は、主に不動産販売事業及び建設事業に関するものであり、約95%が期末日後1年以内に、約5%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の会社分割（簡易吸収分割）による子会社設立)

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、会社分割（簡易吸収分割）の方式により、当社の100%出資の連結子会社である株式会社F Jネクストのファミリー向け分譲マンション事業を承継させることを目的として、当社100%出資の連結子会社(株式会社F Jネクストレジデンシャル)を設立することを決議し、2023年4月3日に設立いたしました。

なお、2023年4月26日に吸収分割契約を締結しており、2023年10月1日(予定)を効力発生日としております。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

1. 子会社設立及び会社分割の目的

当社グループは、1980年の創業以来、「都市住空間への挑戦と創造を通して、豊かな社会づくりに貢献していく。」を企業理念に、首都圏における資産運用型マンション「ガーラマンションシリーズ」の開発・分譲を主力事業として、幅広く事業を展開してまいりました。また、資産運用型マンションの開発で培った「居住者目線に立った商品開発のノウハウ」を活かし、ファミリー層向け分譲マンション「ガーラ・レジデンスシリーズ」を2007年より分譲開始し、業容の拡大を図ってまいりました。

今般、同事業における経営責任の明確化、経営判断の迅速化を実現するべく、新会社を設立し、同事業を承継いたします。

各事業の専門性を追求することで、当社グループの更なる企業価値の向上を目指してまいります。

2. 設立する子会社の概要

(1) 商号	株式会社F Jネクストレジデンシャル
(2) 所在地	東京都新宿区西新宿6-5-1
(3) 代表者	代表取締役会長 肥田幸春 代表取締役社長 福島英次
(4) 事業内容	不動産の企画開発・売買・仲介
(5) 資本金	5,000 万円
(6) 設立日	2023 年 4 月 3 日
(7) 発行済株式数	1,000 株
(8) 株主及び出資比率	株式会社F Jネクストホールディングス 100%

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年4月27日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月22日開催予定の当社第43回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

1. 役員退職慰労金制度の廃止

(1) 廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、本制度の導入とともに、役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

(2) 制度の廃止

本株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役については、本株主総会において承認を得たうえで、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打ち切り支給いたします。

なお、支給の時期につきましては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員会のそれぞれの協議によるものとします。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。また、通期連結業績予想にその影響を織り込んでおり、本件による業績予想の修正はございません。本件が当社グループの2024年3月期の損益状況に及ぼす影響は軽微です。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2015年6月25日開催の当社第35回定時株主総

会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式を報酬等として割り当てることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役及び執行役員（当社又は当社子会社と委任契約を締結している者に限る。以下、「委任型執行役員」という。）のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当

然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は委任型執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が、譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役及び委任型執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の委任型執行役員及び当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

11. その他の注記

(企業結合等関係)

(株式取得による企業結合)

当社の連結子会社である株式会社 F J ネクストは、2022年12月2日開催の取締役会において、伊藤忠商事株式会社が新たに設立し、同社並びに、その完全子会社であるアイ・ピー管理株式会社が吸収分割により一碧別荘地に係る別荘地管理事業を承継させる、株式会社伊東一碧管理サービスの全発行済株式の取得により、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、2023年2月1日付で株式取得手続きは完了しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社伊東一碧管理サービス

事業の内容：別荘地管理業務等

②企業結合を行った主な理由

株式会社伊東一碧管理サービスは一碧別荘地（静岡県伊東市富戸）に係る別荘地管理事業を事業目的とする会社であります。当社グループが同社を取得することで、これまで行ってきた同地域での不動産開発や旅館事業、並びに不動産管理事業で培ってきた経験やノウハウを活かし、更なる業績拡大を図れるものと判断いたしました。

③企業結合日

2023年2月1日（株式取得日）

2023年3月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社伊東一碧管理サービス

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社である株式会社 F J ネクストが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2023年3月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 0百万円

取得原価 0百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 6百万円

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

①負ののれん発生益の金額

29百万円

②発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、負ののれん発生益を計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産 2,121百万円

固定資産 115百万円

資産合計 2,237百万円

流動負債 287百万円

固定負債 1,870百万円

負債合計 2,158百万円

4. 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	2,774	2,738	316	3,054	27	35,800	12,599	48,426	△1,211	53,044
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立						3,000	△3,000	-		-
剰 余 金 の 配 当							△1,568	△1,568		△1,568
当 期 純 利 益							4,330	4,330		4,330
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	3,000	△238	2,761	-	2,761
当 期 末 残 高	2,774	2,738	316	3,054	27	38,800	12,360	51,188	△1,211	55,806

	評価・換算 差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	34	34	53,079
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立			-
剰 余 金 の 配 当			△1,568
当 期 純 利 益			4,330
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	38	38	38
当 期 変 動 額 合 計	38	38	2,799
当 期 末 残 高	73	73	55,879

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

③ 棚卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～45年

② 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

取締役及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の収益は、不動産開発事業による収入及び子会社からの経営指導料であります。経営指導料については、子会社への契約内容に応じ経営を指導することが履行義務であり、経営指導業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。不動産開発事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、「3. 連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 （4）会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の支払利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利の変動によるリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、ヘッジ取引の事前、事後に個別取引ごとにヘッジ効果を検証しておりますが、契約内容等によりヘッジの高い有効性が認められている場合には有効性の判断を省略しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当事業年度の費用としております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

「3. 連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
仕掛販売用不動産	3,558百万円
建物	1,998百万円
土地	1,969百万円
計	7,527百万円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	2,920百万円
長期借入金	763百万円
計	3,683百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,614百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権	8,957百万円
② 長期金銭債権	0百万円
③ 短期金銭債務	596百万円
④ 長期金銭債務	0百万円

(4) 保証債務

以下の関係会社の銀行借入に対し債務保証を行っております。
株式会社F Jネクスト

1,600百万円

(追加情報)

「3. 連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記」に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	818百万円
② 仕入高	323百万円
③ 販売費及び一般管理費	1,873百万円
④ 営業取引以外の取引高	22百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普 通 株 式	1,961	—	—	1,961

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	43百万円
賞与引当金	10百万円
減価償却の償却超過額	243百万円
貸倒引当金	0百万円
土地評価損	22百万円
減損損失	23百万円
会員権評価損	2百万円
退職給付引当金	30百万円
役員退職慰労引当金	257百万円
関係会社株式評価損	169百万円
分割承継法人株式	267百万円
その他	18百万円
小計	1,087百万円
評価性引当額	△471百万円
計	616百万円

繰延税金資産合計

616百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△32百万円
計	△32百万円

繰延税金資産（負債）の純額

583百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)FJネクスト	100	不動産開発事業	所有 100.0	役員の兼任	販売代理の未精算金 (注) 1	-	未収入金	8,865
						債務保証 (注) 2	1,600	-	-
						担保の提供 (注) 3	1,400	-	-
子会社	(株)アライドライフ	50	金融サービス事業	所有 100.0	役員の兼任	資金の 回収	100	1年内回収 予定の関係 会社長期 貸付金	-
								関係会社 長期貸付金	1,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社が受領した当社の不動産販売代金の未精算分であります。

2. 子会社の銀行借入に対して、当社が債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 子会社の銀行借入に対して、当社の有形固定資産を担保に供しているものであります。なお、取引金額は期末現在の担保資産に対応する債務残高であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,709円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 132円48銭 |

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の会社分割（簡易吸収分割）による子会社設立)

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、会社分割（簡易吸収分割）の方式により、当社の100%出資の連結子会社である株式会社F Jネクストのファミリー向け分譲マンション事業を承継させることを目的として、当社100%出資の連結子会社(株式会社F Jネクストレジデンシャル)を設立することを決議し、2023年4月3日に設立いたしました。

詳細は、「3. 連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記（連結子会社の会社分割（簡易吸収分割）による子会社設立）」をご参照ください。

(役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年4月27日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月22日開催予定の当社第43回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細は、「3. 連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記（役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入）」をご参照ください。

12. その他の注記

(企業結合等関係)

「3. 連結注記表 11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。